

## 岐阜県飛騨食肉衛生検査所病畜等のと畜検査結果情報提供事業実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、臨床獣医師が自ら診察・治療等を行った牛（以下「病畜等」という。）のと畜検査結果について、情報提供を受けるための手続き及び岐阜県飛騨食肉衛生検査所（以下「検査所」という。）のと畜検査員が情報提供する手順を定める。

### (登録)

第2条 病畜等について、飛騨ミート農業協同組合連合会（以下「JA飛騨ミート」という。）における解体後の検査結果の情報提供を希望する獣医師は、あらかじめ、第1号様式「病畜等のと畜検査結果情報提供事業登録申請書」により岐阜県飛騨食肉衛生検査所長（以下「検査所長」という。）に申請する。

2 検査所長は、前項の登録が完了したときは、第2号様式「病畜等のと畜検査結果情報提供先獣医師登録簿」（以下「登録簿」という。）に記載するとともに、登録申請者に第3号様式「病畜等のと畜検査結果情報提供先獣医師の登録について」により通知する。

### (登録の変更)

第3条 前項により登録を受けた者（以下「登録獣医師」という。）は、申請した内容に変更が生じた場合は、第4号様式「病畜等のと畜検査結果情報提供先獣医師登録変更届」を、速やかに検査所長に提出する。

2 検査所長は、登録獣医師から前項の規定による届出があった場合は、記載事項を確認のうえ、届出があった事項を登録簿に反映する。

### (登録の取り消し)

第4条 検査所長は、登録者が次に掲げる各号のいずれかに該当したときは、速やかにその登録を取り消す。

- (1) 登録獣医師から第5号様式「病畜等のと畜検査結果情報提供先獣医師登録抹消届」の提出があったとき。
- (2) 登録獣医師が診療獣医師として診療ができなくなったとき。
- (3) 登録の申請又は変更の届出の内容に虚偽等があったとき。
- (4) 登録獣医師が第7条の事項を遵守できなかったとき。
- (5) その他検査所長が特に必要があると認めたとき。

### (情報提供)

第5条 検査所長は登録獣医師の作成した病畜等の診断書を受理し、と畜・解体検査が実施されたときは、当該病畜等の解体後の検査を行ったと畜検査員に病畜等検査記録票を作成させ、当該登録獣医師、飛騨家畜保健衛生所及びJA飛騨ミートに情報を電子メール等により提供させる。

(会議の開催)

第6条 この事業の円滑な運用を図るため、検査所長は登録獣医師、飛騨家畜保健衛生所等関係者を参集し、会議を開催することができる。

(守秘義務)

第7条 と畜検査データの提供を受けた者は、個人情報の保護に関する法律の趣旨に則し、知り得た情報を他に漏らし、または食肉の衛生管理の向上、家畜の診療業務の参考以外の目的で使用してはならない。

附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。